

本會所ノ経費ヲムハ、出資ナキ
 必ダ義務ヲ以テ期間々々ノ出資ヲ決シテハ、必ダ、出資ノ義務ナ
 シテ、決テ出資ムニ投メハ、出資ノ義務ニ違フ。然レ、出資ノ
 義務ニ違フハ、出資ノ義務ニ違フ。然レ、出資ノ義務ニ違フハ、
 出資ノ義務ニ違フ。然レ、出資ノ義務ニ違フハ、出資ノ義務ニ違フ。
 本會所ノ経費ノ出資ノ義務ニ違フハ、出資ノ義務ニ違フ。
 本會所ノ経費ノ出資ノ義務ニ違フハ、出資ノ義務ニ違フ。
 本會所ノ経費ノ出資ノ義務ニ違フハ、出資ノ義務ニ違フ。

(可 決)

9、會社ノ窮狀ヲ救フタメ一切ノ私財ヲ投ズベク重役ニ勸告スル
件

本 工 場 岡 田 金 次

財界好況ノ場合多額ノ利益ヲ配當シ私腹ヲ肥シテ居ル重役達ハ
 此際私財一切ヲ投ゲ出す必要アリ而シテ一面吾々職工ハ腕ノ力
 ヲ以テ救済スルヨリ他ニ方法アラザルベシ

(可 決)

10、能率増進方法ヲ講ズルノ件

本 工 場 高 下 某

(否 決)

終ツテ有志ノ意見發表シテ處左ノ通り夫々意見ヲ述ベタ

1、一時間奉仕ニ就イテ

本 工 場 森 某